

新規就農里親研修事業実施要領

制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 農技第 869 号農政部長通知
最終改正 令和 7 年 5 月 9 日付け 7 農振第 138 号農政部長通知

新規就農里親研修事業については、新規就農支援里親協働事業実施要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第 1 事業の内容

この事業は、新規就農里親農業者登録事業実施要領第 4 の 3 の規定により県の登録を受けた里親農業者（以下「里親農業者」という。）と協働し、農作物の栽培管理技術や就農に必要な農地の確保等の独立支援を行う就農前の実務研修（以下「里親研修」という。）及び里親研修の実施希望者を対象とした事前研修（以下「就農トライアル研修」という。）を実施する事業とする。

また、研修生を受け入れ就農支援を実施した里親農業者に対し、謝金を交付するものとする。

第 2 里親研修

1 研修対象者

対象者は、農業体験等をとおして農業に対する適性を把握し、農業農村支援センターの就農コーディネーター（以下「普及就農コーディネーター」という。）と 2 回以上面談を行い、里親研修終了後に長野県内で農業経営を開始することが確実と見込まれる者（経営者として独立し、自営の農業を始める者）とする。ただし、既に里親研修と同等以上の研修（市町村公社や JA 等の研修制度、地域おこし協力隊（新規就農を目指した農業研修生）等）を開始又は修了した者、農業法人等への雇用就農を希望する者は、原則として対象外とする。また、親元での就農を予定している者については、新品目や新技術の導入を目指している場合に限り本研修の対象とする。

2 研修期間

研修期間は、原則 2 年間（1 月当たり 15 日以上かつ 60 時間以上であり年間 1,200 時間以上）とし、研修の開始日は 4 月 1 日とする。なお、研修期間に新規就農里親前基礎研修の期間を含めることができる。

また、農業法人での勤務などの実務経験を加味し、普及就農コーディネーターが研修期間の短縮を判断することができるものとする。ただし、期間を短縮する場合においても 1 年以上の研修期間を設定するものとする。

3 研修内容

この研修は、里親農業者の下、栽培管理等の生産技術や販売・流通、農業経営等に関する技術の習得はもとより、就農地における風習等を幅広く学習する「実地研修」と、農業に関する広範な知識の習得を目指して農業大学校で実施する「集合研修」で構成する。

「集合研修」の内容については、別途農業大学校長が定める。

また、両研修を通じて、以下の内容を全て受講するものとする。

- (1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- (2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
- (3) 販売・流通・マーケティングの知識等に関する研修
- (4) 帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

4 研修生の受入人数

農業大学校が1人の里親農業者へ同時期に受入れを依頼する里親研修生は、謝金の交付対象期間に関わらず2人（夫婦等の場合は1組）までとする。

5 研修の手続

- (1) 研修の受講希望があった場合は、農業農村支援センター所長が里親研修事前チェックシート（様式第16号）により状況を確認し、研修可能と認めた場合は、市町村及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携の下、普及就農コーディネーターが主導して研修希望者と里親農業者とのマッチングを行う。この際、マッチングを行う里親農業者は、3親等以内の親族でない者とする。
なお、研修実施に当たっての最終的な可否の判断は、第2の5の(5)によって行うものとする。
- (2) マッチングを受けた里親農業者（以下「里親活動実施農業者」という）及び研修希望者は、研修方法、研修内容、受入条件及びその他支援の内容等について、農業農村支援センター所長及び市町村等の助言を受け、十分な話し合いを行うものとする。
- (3) 研修希望者は、里親活動実施農業者の指導の下で新規就農里親研修事業（里親研修）実施承認申請書（様式第1号）を作成するとともに、普及就農コーディネーター及び市町村等の立ち会いの下に里親研修に当たっての申合わせ事項（様式第2号（モデル様式）、様式の変更可）を作成し、相互に確認する。
- (4) 里親活動実施農業者と研修開始について合意した研修希望者は、別途指定する期日までに新規就農里親研修事業（里親研修）実施承認申請書（様式第1号）及び添付書類を、里親活動実施農業者が住所を有する、若しくは営農実態のある市町村長及び農業農村支援センター所長を経由して農業大学校長へ提出する。
- (5) 農業大学校長は、内容を適当と認めた場合は新規就農里親研修事業（里親研修）実施承認通知書（様式第3号）により農業農村支援センター所長及び市町村長を経由して申請した研修希望者に通知するとともに、里親活動実施農業者に対して研修申請が承認された研修希望者（以下「里親研修生」という）の受入を新規就農里親研修事業（里親研修）研修生受入依頼書（様式第4号）により依頼する。
- (6) 農業農村支援センター所長は、農業大学校長が研修内容を承認した場合には里親研修生の就農予定地の農業委員会、農業協同組合及び市町村（里親農業者の住所地と就農予定地の市町村が同一の場合には不要）等の長に通知し、円滑な就農のための支援を依頼するものとする。
- (7) 里親活動実施農業者及び里親研修生は、申請書記載の計画及び申合せ書に基づき研修を円滑に実施するとともに、研修期間中は里親研修記録（様式第5号）により研修の状況を記録するものとする。
- (8) 里親研修生は、研修に係る指導謝金として研修初年度1年間のみ月額14千円を、別途定める方法で指定の期日までに納入する。

6 報告

- (1) 里親活動実施農業者は、里親研修終了後2週間以内に新規就農里親研修事業（里親研修）完了報告書（様式第7号）及び里親研修記録（様式第5号）を、市町村長及び農業農村支援センター所長を経由して農業大学校長に提出するものとする。
- (2) 農業大学校長は、当該報告書の提出があった場合には、研修修了者に対し修了証書（様式第18号）を交付するものとする。なお、研修期間が1年に満たない場合は、交付しない。
- (3) 農業大学校長が里親研修の円滑な実施のために必要と認める場合は、里親活動実施農業者及び里親研修生に対して、研修実施状況等について随時報告を求めることができる。

7 研修期間の変更（短縮又は休止）

- (1) 里親活動実施農業者及び里親研修生は、やむを得ない理由により、研修期間の変更（短縮又は休止）を希望する場合には、農業農村支援センター等関係機関にあらかじめ相談するものとする。
- (2) 相談の結果、里親研修生の就農計画と照らし合わせ、やむを得ないと認められた場合には、里親活動実施農業者及び里親研修生は、新規就農里親研修事業（里親研修）変更承認申請書（様式第8号）を作成し、原則研修期間の変更前に、市町村長及び農業農村支援センター所長を経由して農業大学校長に提出するものとする。

その際、農業農村支援センター所長は研修期間の変更（短縮又は休止）に係る経緯書（様式第12号（モデル様式）、様式の変更可）を作成し、申請書類に添付する。
- (3) 農業大学校長は、内容を適当と認めた場合には新規就農里親研修事業（里親研修）変更承認通知書（様式第9号）により農業農村支援センター所長及び市町村長を経由して申請者に通知するものとし、通知を受けた里親活動実施農業者は申請書記載の計画に基づき研修を変更（短縮又は休止）するものとする。
- (4) 農業農村支援センター所長は、農業大学校長が前項により承認を行った場合には第2の5の(6)に準じて関係機関・団体等の長に通知して、円滑な就農のための支援を依頼するものとする。

8 研修の中止

- (1) 里親活動実施農業者及び里親研修生は、やむを得ない理由により研修の中止を希望する場合には、農業農村支援センター等関係機関にあらかじめ相談するものとする。
- (2) 相談の結果、研修の継続が困難となった場合には、里親活動実施農業者及び里親研修生は、新規就農里親研修事業（里親研修）中止承認申請書（様式第10号）を作成し、研修の中止前に、市町村長及び農業農村支援センター所長を経由して農業大学校長に提出するものとする。

その際、農業農村支援センター所長は研修の中止に係る経緯書（様式第12号（モデル様式）、様式の変更可）を作成し、申請書類に添付する。
- (3) 農業大学校長は、内容を適当と認めた場合には新規就農里親研修事業（里親研修）中止承認通知書（様式第11号）により農業農村支援センター所長及び市町村長を経由して申請者に通知するものとし、通知を受けた里親活動実施農業者は申請書記載の計画に基づき研修を中止するものとする。
- (4) 農業大学校長は、研修開始後に事故やけがの発生、不信行為などの理由により研修を中断し、かつ再開することが困難であると認めた場合には、里親活動実施農業者及び里親研修生に対して研修の中止を指示することができるものとする（様式第13号）。

9 研修期間中及び就農後の県の役割

県は、里親研修生が新規就農里親農業者登録事業実施要領の第1に示す支援を十分受けられるよう、次の活動を行うものとする。

- (1) 研修期間中の進捗管理
 - ア 農業農村支援センター所長は、里親研修生ごとに担当者を定め、面談等により研修状況について定期的に進行管理を行い、継続的に支援を行うものとする。また、研修期間中であっても必要に応じて里親研修記録の提出を求め、状況に応じて支援を行う。
 - イ 農業農村支援センター所長は、研修の目標達成に向け、研修中間時及び修了時に研修チェック表（様式第17号）を活用して農業技術・経営の習得度を確認し、里親活動実施農業者と里親研修生に対して、指導・助言を行うものとする。
 - ウ 農業農村支援センター所長は、必要に応じて農業大学校長及び各関係機関と情報を共有する。
- (2) 就農後の経営状況調査

研修修了者は、研修終了後5年間の各年度の経営状況等（経営規模、栽培・飼養品目、売上高、所得、労働力の状況など）について、里親研修終了後の経営状況報告書（様式第14号）により毎

年度3月末日までに農業農村支援センター所長に報告するものとする。

(3) フォローアップ活動

ア 農業農村支援センター所長は、就農希望者が里親研修を開始した時点で、里親研修フォローアップカード（様式第15号）を作成し、研修開始から就農後5年間、研修終了後は研修修了者から提出された経営状況報告書（様式第14号）を付して、毎年4月末までに、農政部長へ報告するものとする。

イ 農業農村支援センター所長は、里親活動実施農業者及び里親研修生等を対象とした研修を年1回以上実施し、技術の向上及び情報交換等に努めるものとする。

第3 就農トライアル研修

1 研修対象者

- (1) 対象者は、普及就農コーディネーターと1回以上面談を行った長野県内での新規就農を検討中の者で、里親研修に向けた適性の把握等を行うために里親農業者の下で短期の研修を希望する者とする。
- (2) 原則として、栽培希望品目及び就農希望地域が決まっている者を対象とする。

2 研修期間

研修期間は、4月から翌年2月末日までの上限10日以内で、1回当たり連続する3～7日以内とする。同一の里親農業者の下で複数回研修する場合は、異なる作業時期に研修を実施するものとする。また、複数の里親農業者の下で研修することができるものとする。

3 研修の手続

- (1) 研修の受講希望があった場合は、普及就農コーディネーターが市町村等との連携の下、研修希望者と里親農業者とのマッチングを行う。
- (2) マッチングを受けた里親農業者（以下「里親活動予定農業者」という）及び研修希望者が研修の開始に合意した場合には、新規就農里親研修事業（就農トライアル研修）実施承認申請書（様式第19号）を作成し、研修開始日の2週間前までに農業農村支援センター所長へ提出し承認を受けるものとする。なお、実施承認申請書は、1回の研修ごとに提出するものとする。
- (3) 農業農村支援センター所長は、農政部長と事前に協議し、申請の内容を適当と認めた場合は、新規就農里親研修事業（就農トライアル研修）実施承認通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとし、通知を受けた里親活動予定農業者及び研修生は、申請書記載の計画に基づき研修を実施するものとする。
- (4) 里親活動予定農業者及び研修生は、研修期間中は就農トライアル研修記録（様式第21号）により研修の状況を記録するものとする。
- (5) 里親活動予定農業者は、研修終了後2週間以内に新規就農里親研修事業（就農トライアル研修）完了報告書（様式第22号）を農業農村支援センター所長に提出するものとする。
- (6) 農業農村支援センター所長は、里親研修の円滑な実施のために必要と認める場合には、里親活動予定農業者及び研修生に対して、研修実施状況等について随時報告を求めることができる。
- (7) 農業農村支援センター所長は、当該年度の全ての研修の実施状況について、就農トライアル研修実施状況報告書（様式第23号）により翌年度の4月末日までに農政部長に提出するものとする。

4 就農トライアル研修終了後の県の支援

普及就農コーディネーターは、研修終了後に研修生と面談等を実施し、就農意向等について再度確認の上、里親研修の実施について支援を行うものとする。

第4 指導謝金

県は、予算の範囲内で次の謝金を交付するものとする。

1 交付金額及び交付対象期間

区分	交付対象者	金額	交付対象期間
里親研修指導謝金	里親活動実施農業者	1人当たりの交付額は、月額29千円 ^{*1} ＋月額14千円 ^{*2} ×受入研修生数以内とする。	交付期間は、里親研修開始日から起算して1年以内とする。
就農トライアル研修指導謝金	里親活動予定農業者	里親活動予定農業者1人1日当たりの交付額は、3.2千円以内とする。	研修期間は、1回当たり3から7日とし、のべ10日以内とする。

※1 県負担分。29千円を上限として、研修生数及び予算額により、必要に応じて金額を調整。

※2 里親研修生負担分。

2 交付の手続き

(1) 里親研修の場合

里親活動実施農業者は、指導謝金の交付対象となる里親研修の研修終了月（研修1年目の3月）の研修実施日が15日以上かつ60時間以上で年間1,200時間以上となった時点で、実施状況報告書（様式第6号）及び里親研修記録（様式第5号）※を作成し、市町村長及び農業農村支援センター所長を経由して3月末日までに農業大学校長へ提出する。農業大学校長は、当該状況報告書に基づき謝金の支払いを行う。

なお、指導謝金の交付対象となる研修期間に里親研修生が休止または中止となった場合については、書類等の作成方法・提出期日について別途協議し定める。

※ 書類作成日以降の里親研修記録については、予定している研修内容・研修場所・研修時間を記載し、実施状況報告書に写しを添付する。

(2) 就農トライアル研修

農業農村支援センター所長は、第3の3の(5)の報告書に基づき、謝金の支払いを行う。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途協議し定める。

付 則 （平成15年3月31日付け 14農技第869号 農政部長通知）

1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。

付 則 （平成19年6月11日付け 19農技第161号 農政部長通知）

1 この要領は、平成19年6月11日から適用する。（一部改正）

付 則 （平成22年3月31日付け 農政部長通知）

1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。（一部改正）

付 則 （平成25年3月31日付け 農政部長通知）

1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。（一部改正）

付 則 （平成26年3月18日付け 25農振第562号 農政部長通知）

1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。（一部改正）

付 則 （平成29年1月25日付け 28農振第567号 農政部長通知）

1 この要領は、平成 29 年 1 月 25 日から適用する。(一部改正)

付 則 (平成 29 年 7 月 13 日付け 29 農振第 233 号 農政部長通知)

1 この要領は、平成 29 年 7 月 13 日から適用する。(一部改正)

付 則 (令和 2 年 3 月 11 日付け 元農振第 627 号 農政部長通知)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。(一部改正)

2 この要領による施行の際、現にこの要領による改正前の新規就農里親研修の規定に基づいて研修を実施している者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。また改正前の同要領中の「農業改良普及センター」については令和 2 年 4 月 1 日以降「農業農村支援センター」に読み替えるものとする。

付 則 (令和 4 年 3 月 17 日付け 3 農振第 629 号 農政部長通知)

1 この要領は、令和 4 年 3 月 17 日から適用する。(一部改正)

2 この要領による施行の際、現にこの要領による改正前の新規就農里親研修の規定に基づいて研修を実施している者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

付 則 (令和 5 年 12 月 28 日付け 5 農振第 581 号 農政部長通知)

1 この要領は、令和 5 年 12 月 28 日から適用する。(一部改正)

付 則 (令和 6 年 11 月 14 日付け 6 農振第 521 号 農政部長通知)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。(一部改正)

付 則 (令和 7 年 5 月 9 日付け 7 農振第 138 号 農政部長通知)

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。(一部改正)